

株式会社 せきれい
ショートステイ自由が丘事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社せきれいが設置運営するショートステイ自由が丘（以下「事業所」という。）は、介護保険法の理念に基づき要介護支援状態となった場合においても、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう適切な短期入所生活介護サービス（介護予防を含む）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所において提供する短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個々に短期入所生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供するものとする。
- 3 事業の運営にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村や地域の保健・医療・福祉関係者等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 居宅介護サービスが作成されている場合には、当該計画に沿った短期入所生活介護を提供するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名 称 ショートステイ自由が丘
- 二 所在地 秋田市下新城野字街道端西 321 番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する管理者及び職員の員数、職種及び職務内容は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|---------------|-------|
| (1) | 管理者 | 1名 |
| (2) | 医師（嘱託医） | 1名 |
| (3) | 生活相談員 | 1名 |
| (4) | 看護職員（機能訓練員兼務） | 2名 |
| (5) | 介護職員 | 11名以上 |
| (6) | 栄養士 | 外部委託 |
| (7) | 調理員 | 外部委託 |

2 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は代表者の命を受け、事業所の職員の管理及び業務の統括にあたるものとする。
- (2) 医師は主として、利用者の診察及び健康管理並びに施設全般の保健衛生指導業務に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう利用者並びに家族の各種相談の対応にあたるものとする。
生活相談員は、事業所の短期入所生活介護の利用申し込みにかかわる調整介護職員等介護に関わる職員への指揮・指導にあたるものとする。
- (4) 介護職員は主として、利用者の居室を中心とし、生活相談、介護(食事・入浴・排泄・整容等)の業務に従事する。
- (5) 看護職員は主として、利用者等に対する医師の診療の補助及び看護並びに施設全般の保健衛生の業務に従事する
- (6) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うものとする
- (7) 栄養士は主として、利用者に提供する食事の栄養管理及び食品衛生等の業務に従事する。
- (8) 調理員は主として、利用者の給食の調理に関する業務に従事する。

(利用定員)

第5条 短期入所生活介護の利用定員は最大33名とする。

(短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護サービス
 - イ) 食事介助
 - ロ) 排泄介助
 - ハ) 入浴介助 (特浴・一般浴)
 - ニ) 清 拭 (随 時)
 - ホ) 体位変換 (随 時)
 - ヘ) 移 動 (随 時)
 - ト) 衣類の着脱 (随 時)
 - チ) 整 容 (随 時)
 - リ) 清 潔 (随 時)
 - ヌ) 通院介助 (必要時)
- (2) 生活サービス
 - イ) 清 掃
 - ロ) 洗 濯
- (3) 食事提供サービス
- (4) 健康管理サービス
 - イ) 嘱託医による観察

- ロ) 健康相談
- ハ) かかりつけ医の往診・調整
- (5) その他のサービス
 - イ) 各種行事
 - ロ) 趣味・創作活動
 - ハ) その他必要な相談、助言

(利用料その他の費用の額)

第7条 1 指定短期入所生活介護サービスの利用料は、法廷代理受領分については、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた支払いを受けるものとする。
ただし、次に掲げる項目については、次に定める利用料金に支払いを受けるものとする。

(1) 給食費	1日3食	1,445円
(2) 多床室使用料	1日	915円
(3) 個室使用料	1日	1,231円
(4) 理美容代		実費

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名、押印を受けることとする。
- 3 利用料の額は、事業所の見やすい場所に掲示するものとする。
- 4 利用料の支払いは、現金又は、金融機関口座等により、指定の期日まで受けるものとする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護の利用料の支払いを受けた時は、サービス提供証明書を交付する。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 当サービス利用に当たっての通常の送迎の実施地域は下記のとおりとする。
秋田市・男鹿市・潟上市・由利本荘市・五城目町・八郎潟町

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 当サービス利用に当たっての留意事項を下記のとおりとする。

- (1) 面会時間の規定なし。その都度、職員に届けて下さい
- (2) 外出の際には、必ず行く先と戻られる時間を職員に申し出て下さい
- (3) 事業所内の居室や設備、器具は本来の用途に従ってご利用下さい
これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります
- (4) 決められた場所以外での喫煙はご遠慮下さい
- (5) 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください
- (6) 所持金は基本的には事務所内金庫にて管理とします
- (7) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

(8) 事業所内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

(身体の拘束等)

第10条 当サービス利用に当たっては、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。

但し、当該利用者の生命又は身体を保護する為など緊急やむを得なく身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(サービス提供記録の記載)

第11条 短期入所生活介護サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該指定短期入所生活サービスについて、利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載するものとする。

(秘密保持)

第12条 事業所の職員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。また、その必要な措置を講ずる

2 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする

3 事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる時は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ得るものとする。

(苦情処理)

第13条 提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、受付窓口の設置、担当者の設置、事実関係の調整の実施改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の設備その他必要な措置を講ずるものとする

(損害賠償)

第14条 利用者に対する短期入所生活介護の提供にともなって、事業者の責めに帰する事由により利用者の生命・身体・財産の損害を及ぼした場合は、利用者に対しその損害を賠償するものとする

(衛生管理等)

第15条 事業所は、短期入所生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、短期入所生活介護事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第16条 短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が発生した時は速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、非常災害時に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に行うとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者（利用者の家族等高齢者を

現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期も業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 職員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を次のとおり設ける。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 階層別研修 随時

2 事業所は、その事業を行うため、ケース記録、利用者負担金台帳、その他必要な記録、帳簿を整備するものとする。

3 この規程に定める事項の他、短期入所生活介護についての必要な事項は、代表者が定める。

附則

この規定は令和6年4月1日から施行する。